

いつまでも自分らしく ～成年後見制度と法人後見事業～

ずっとこの町で暮らし続けたい…と誰もが思うはずですが、ではそのためにどうすればいいのか…
認知症の方や障がいのある方が「いつまでも自分らしく」いるために成年後見制度というものがあります。また4月から安芸太田町社会福祉協議会が法人後見事業をスタートしました。今回はその成年後見制度と法人後見制度にスポットをあてました!!

こんな困りごとはありませんか？

一人暮らしをしている認知症の親を悪徳商法の被害に合わないよう守りたい。

デイサービスを利用したいけどどうすればよいか分からない。

放置したままの家や土地を処分したいけれど、手続きがよくわからない。

障害をもつわが子のために、私達が亡くなったあとも子どもの生活や財産管理をまかせたい。

～成年後見制度とは？～

ものごとを適切に決めることが一人では難しくなった場合に、ご本人の思いを大切にしながら、財産や生活についてのじゅうようなこと決める人(成年後見人)を家庭裁判所が選び、ご本人が不利益にならるように守る制度のことです。

Q どんな人が利用できるの？

A 認知症や障害などによってものごとを適切に決めることが一人では難しくなり、財産管理や生活全般において支援が必要になった人が利用できます。

Q どんな支援をしてくれるの？

- A
- 1.ご本人の生活に必要な契約や費用の支払いの手続きをします。
 - 2.ご本人の財産を管理します。
 - 3.ご本人の状況に変化がないか見守りをします。

Q どうれすれば利用できるの？

A 家庭裁判所に必要な書類を整えて提出します。これを「申立て」といいます。申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、町長などです。

Q 誰が支援してくれるの？

A 家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援します。
《親族、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人後見》

法人後見事業

安芸太田町社会福祉協議会が成年後見人などになります。

法人後見の特徴

- 法人が受任することで多様なニーズに応えることができます。
- 長期的で安心した支援が行えます。
- 組織が後見など業務を管理することで安全な支援が可能です。